

仕事を探したいとき

相談窓口	問い合わせ先
宇部公共職業安定所（ハローワーク宇部） 就職を希望する方に対し、きめ細やかな就業相談及び職業紹介を実施します。	ハローワーク宇部 TEL31-0164(44#) FAX31-1609
ハローワーク出張職業相談 児童扶養手当を受給している方で就職を希望している方に対してハローワーク職員による出張相談を行っています。	宇部市 こども政策課 毎月第2・4火曜日 13時30分～15時30分 ※要事前予約 TEL0836-34-8331
託児サービス付き公共職業訓練 （ひとり親家庭の父母優先） 失業中の方等であって、訓練受講後の就職を目指す方に対して、技能・知識・資格を付与するための訓練を実施します。（寡婦の方も優先ではありませんが受講できます。）	ハローワーク宇部 TEL31-0164(42#) FAX31-1609 東部高等産業技術学校 TEL0834-28-2233 西部高等産業技術学校 TEL083-248-3505
母子家庭等就業・自立支援センター事業 ひとり親家庭の父母及び寡婦の方が就業により自立できるように、就業相談を実施したり、就業情報の提供やアドバイスを行う等により、就業に向けてのお手伝いをします。（随時、出張相談も行っています。）	山口県母子・父子福祉センター TEL083-923-2490 FAX083-923-2499



自立支援教育訓練給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、市が指定した教育訓練給付講座を受講し、修了した方に、受講費用の6割相当を給付します。(給付金には上限と下限がありません。)

※雇用保険法の①一般教育訓練給付金または②特定一般教育訓練給付金もしくは③専門実践教育訓練給付金の支給を受ける場合は差額を支給します。(差額が1万2千円を超えない場合は教育訓練給付金の支給はありません。)

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・講座を受講することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・過去に本事業による教育訓練給付金を受給していない方

◆対象講座

- ・雇用保険法等の教育訓練給付の指定教育訓練講座

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

◆支給額

(ア)上記①または②の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限20万円)

(イ)上記③の支給を受けることができない方：受講料の60%

(上限40万円×4年)

(ウ)上記①、②または③を受けることができる方：(ア)から①または②を、(イ)から

③を差し引いた額



高等職業訓練促進給付金

(宇部市こども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の父又は母で、高度な技能（看護師、理学療法士、美容師など）取得のために養成機関で1年以上修業する場合に、修業する全期間について（上限3年間（ただし、資格を取得するために4年課程の履修が必要となる場合は4年）で、留年期間は除く）毎月、訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格（デジタル分野（Webクリエイター、CAD、LPIC等）や、輸送・機械運転関係、技術・農業関係の資格や講座等、雇用保険制度の教育訓練給付の一定の対象講座など）の取得の場合も対象となります。

※通信制は原則対象外です。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の父又は母で、次のすべてに該当する方

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・養成機関で1年以上修業し、対象資格の取得が見込まれる方
- ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる方
- ・過去に高等職業訓練促進給付金を受給していない方
- ・高等職業訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付を受けていない方

◆対象資格

看護師、准看護師、保健師、助産師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、言語聴覚士 など

◆支給額

①訓練促進給付金（4月分から7月分までは、前年度の市民税の課税状況で判定）

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 月額 100,000円
- 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 月額 70,500円

※養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月については40,000円増額

②修了支援給付金

- 同住所世帯全員の市民税が非課税である場合 卒業時 50,000円
- 同住所世帯のどなたかの市民税が課税である場合 卒業時 25,000円

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

(社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 Tel.083-924-2813)

資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対して「(1) 入学準備金・就職準備金」を、自立に向けて意欲的に取り組むひとり親家庭に対して「(2) 住宅支援資金」をお貸しする制度です。

◆対象者

(1) 市内に居住する、高等職業訓練促進給付金の受給者

※入学準備金は、養成機関に入学した年度内のみ申請可能

※就職準備金は、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職した方

(2) 「母子・父子自立支援プログラム」を策定し、就職又はより高所得が見込まれる仕事に転職しようとするひとり親

◆貸付額

(1) 入学準備金50万円以内、就職準備金20万円以内

(2) 家賃の実費(上限4万円)×12月以内

◆金利

(1) 連帯保証人を立てる場合は無利息(連帯保証人を立てない場合は年1%)

(2) 無利息

◆免除

(1) 資格取得した日から1年以内に資格を活かして就職し、山口県内で5年間勤務した場合は貸付金の返済が全額免除。

(2) 貸付を受けた日から1年以内に就職又は転職等をし、1年間引き続き業務に従事した場合は貸付金の返済が全額免除。

◆申請手続き

貸付を希望される場合は、山口県社会福祉協議会まで、まずご相談ください。貸付対象者となる場合は、申請に必要な書類等をお渡します。なお、貸付の可否は審査を行ったうえで決定します。



高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

(宇部市子ども政策課 TEL34-8346 FAX22-6051)

ひとり親家庭の親又は児童が、高等学校卒業程度認定試験（以下「高卒認定試験」という。）の合格を目指す場合において、民間事業者等が実施する対象講座を受講し、修了した場合、また高卒認定試験に合格した場合に、受講費用の一部を支給します。

◆対象者

20歳未満の児童を扶養しているひとり親家庭の親又は児童で、次のすべてに該当する方。

- ・児童扶養手当の支給を受けているか、又は同等の所得水準にある方
- ・高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ・原則として過去に高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を受給していない方

◆対象講座

民間事業者等が実施する高卒認定試験の合格を目指す講座（通信制講座を含む）で市長が適当と認めたもの。

※助成を受けようとする方は、受講しようとする講座について、受講開始前に事前相談が必要です。

◆支給額

(1) 通信制の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限10万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限12万5千円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①②合わせて上限15万円）

(2) 通学又は通学及び通信併用の場合

- ①受講開始時給付金：受講費用の4割（上限20万円）
- ②受講修了時給付金：受講費用の1割（①と合わせて上限25万円）
- ③合格時給付金：受講費用の1割（①②合わせて上限30万円）

